

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子どもの医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、子どもの医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費の助成に関する事務
②事務の概要	泉南市は、泉南市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、子ども医療費助成の受給資格者に対して、医療証を発行し、医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 情報連携のため、泉南市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 住民が、医療機関受診時に公費医療日助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請に関する事務 ②審査に関する事務 ③支払に関する事務 ④更新に関する事務 ⑤受給資格に関する事務 ⑥返還に関する事務 ⑦Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に関する事務 なお、これらの事務を行うに当たっては、泉南市個人番号の利用に関する条例に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	医療費助成システム(標準準拠システム稼働前) 医療費助成システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	泉南市個人番号の利用に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・泉南市個人番号の利用に関する条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康子ども部家庭支援課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3472
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部家庭支援課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3472
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 5 ②所属長	生活福祉課長 東野 雅毅	生活福祉課長 灰野 隆	事後	
平成28年12月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成31年4月25日	評価実施機関による担当部署	生活福祉課長 灰野 隆	生活福祉課長	事後	
平成31年4月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	II-2 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	IV リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和3年1月12日	I-5-①部署	健康福祉部生活福祉課	健康子ども部家庭支援課	事後	
令和3年1月12日	I-5-②所属長	生活福祉課長	家庭支援課長	事後	
令和3年1月12日	I-8連絡先	健康福祉部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3474	健康子ども部家庭支援課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3472	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	根拠法令の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月31日	I 1-②事務の概要	泉南市は、泉南市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、子ども医療費助成の受給資格者に対して、医療証を発行し、医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請に関する事務 ②審査に関する事務 ③支払に関する事務 ④更新に関する事務 ⑤受給資格に関する事務 ⑥返還に関する事務 なお、これらの事務を行うに当たっては、泉南市個人番号の利用に関する条例に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	泉南市は、泉南市子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、子ども医療費助成の受給資格者に対して、医療証を発行し、医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 情報連携のため、泉南市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐づけ及び登録を行う。 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 住民が、医療機関受診時に公費医療日助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能でとなる。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請に関する事務 ②審査に関する事務 ③支払に関する事務 ④更新に関する事務 ⑤受給資格に関する事務 ⑥返還に関する事務 ⑦Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に関する事務 なお、これらの事務を行うに当たっては、泉南市個人番号の利用に関する条例に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	Public Medical Hub(PMH)事業実施による
令和6年7月31日	I 1-③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub (PMH)	事前	Public Medical Hub(PMH)事業実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月31日	I 3 法令上の根拠	泉南市個人番号の利用に関する条例	泉南市個人番号の利用に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第6号	事前	Public Medical Hub(PMH)事業 実施による
令和6年7月31日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	Public Medical Hub(PMH)事業 実施による
令和6年7月31日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	Public Medical Hub(PMH)事業 実施による
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	泉南市は、子どもの医療費の助成に関する事 務における特定個人情報ファイルの取扱いにつ いて、特定個人情報の漏えいその他の事態発 生による個人のプライバシー等の権利利益に与 える影響を認識し、このようなリスクを軽減す るための適切な措置を講じたうえで、個人のプ ライバシー等の権利利益の保護を実施しているこ とを宣言する。	泉南市は、子どもの医療費の助成に関する事 務における特定個人情報ファイルの取扱いに当 たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人の プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかね ないことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを軽減させるため に十分な措置を講じ、もって個人のプライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和6年7月31日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub (PMH)	医療費助成システム(標準準拠システム稼働前) 医療費助成システム(標準準拠システム(別添 PDFのとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDF のとおり)) 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub (PMH)	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市榎井一丁目1番 1号 電話 072-483-0001	健康子ども部家庭支援課 大阪府泉南市榎井 一丁目1番1号 電話 072-483-3472	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 1 評価対象の事務の対象 人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 1 いつの時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日 時点	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	II 2 いつの時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日 時点	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新規	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

[illegible]